

第1部 社保処理概要 対象月1、2か月目作業

■ 説明資料と該当ページのご案内

ご説明内容	資料名	ページ
社会保険(定時決定・随時改定)処理サービスの概要	社会保険処理説明資料	P.3~P.7
	社会保険お客様作業チェックリスト	—
社会保険処理対象月1か月目作業	社会保険処理説明資料	P.8~P.10
社会保険処理対象月2か月目作業	社会保険処理説明資料	P.11

■ 説明資料の掲載場所

PROSRVヘルプサイト > お役立ち情報 > [ウェビナー情報]

[ウェビナー情報]社会保険ウェビナー

<https://dcs-prosrv.zendesk.com/hc/ja/articles/55688877259289>

第2部 よくあるご質問の解説

■ 「社会保険処理説明資料FAQ集」をご準備ください

PROSRV on Cloud
社会保険処理説明資料
FAQ集

2026年4月
三菱総研DCS株式会社

* 本ウェビナーでご紹介するFAQ

No.	カテゴリ	章	FAQ_No.	ページ
①	申込・スケジュール	1. 社会保険処理依頼お申し込み	Q1-3	P.3
②	申込・スケジュール	1. 社会保険処理依頼お申し込み	Q1-4	P.3
③	申込・スケジュール	1. 社会保険処理依頼お申し込み	Q1-5	P.3
④	社保非加入者	2. 『社会保険チェックリスト』	Q2-3	P.4
⑤	産休・育休	4. 社会保険データ入力	Q4-4	P.7
⑥	産休・育休	4. 社会保険データ入力	Q4-17	P.13
⑦	70歳以上	4. 社会保険データ入力	Q4-3	P.7
⑧	70歳以上	8. 届出用電子ファイル作成方法	Q8-10	P.22

第2部 よくあるご質問の解説

①【カテゴリ】申込・スケジュール

FAQ集 P.3

Q1-3. 社会保険処理申し込み時に処理スケジュールは、「対象 3 カ月最終月の20日」で申し込みました。しかし、間に合いそうもありません。どうしたらよいですか？

A1-3. 「対象 3カ月最終月の25日」か「対象 3カ月最終月の最終営業日」のスケジュールに変更可能です。
事前にセンター運用部業務運用第2グループ 給与チーム
(TEL:03-3820-5612)までご連絡ください。

第2部 よくあるご質問の解説

②【カテゴリ】申込・スケジュール

FAQ集 P.3

Q1-4. 社会保険処理申し込み期限(処理対象月初月の25日まで)を過ぎてしまいましたが、まだ申し込みはできますか？

A1-4. 対象月の2か月目25日までであれば、PROSRVお客様サイトからメッセージ(『申込期限(初月25日)を過ぎています。今回は受付いたしますが、次回以降は期限までにお申し込みください』)が表示されますが、お申し込みが可能です。

対象月2か月目25日を過ぎてからのお申し込みも可能ですが、その場合は『社会保険処理申込書(臨時用)』

(PROSRVお客様サイト>各種ドキュメント>各種申込書>計算処理)にご記入のうえ、FAX(03-3820-5615)にてお申し込みください。

第2部 よくあるご質問の解説

③【カテゴリ】申込・スケジュール

FAQ集 P.3

Q1-5. 昨年、どのスケジュールで依頼したか確認したい。

A1-5. センター運用部 業務運用第2グループ 給与チームにお問い合わせください。
(TEL:03-3820-5612)

なお、PROSRVお客様サイトよりお申し込みいただいた内容は、
PROSRVお客様サイトにて確認いただけます。

PROSRVお客様サイト > ユーザーメニュー > 申請状況一覧 > 完了

第2部 よくあるご質問の解説

④【カテゴリ】社保非加入者

FAQ集 P.4

Q2-3. 『社会保険チェックリスト』（『その他』-『電子帳票メニュー』-「帳票ダウンロード」）で社会保険に加入していない方がエラーになっているのは、どうしてですか？

A2-3. 『社会保険チェックリスト』のエラーチェックは在職者全員に対しておこなっています。社会保険非加入者は、番号なし、月額なしの、エラーが出力されていても無視してください。

ただし、以前は社会保険に加入していたが、現在は社会保険非加入者となった場合などは、各種保険番号（『人事メニュー』-「社会保険基本情報」）と月額（『給与メニュー』-「業務共通」）をクリア（削除）してください。

第2部 よくあるご質問の解説

⑤【カテゴリ】産休・育休

FAQ集 P.7

Q4-4. 「従前報酬月額」について

育児休業中出勤していない従業員は、月々の給与で保険料を控除していないためblankとなっています。

定時決定処理を行いたいのですが、どう入力したらよいか？

A4-4. 「従前報酬月額」に月額を選択(例えば育児休業前の標準報酬月額が「320」の場合は「0320」を選択)して、支払基礎日数をすべて0日にしてください。
決定月額は従前月額と同じになります。

給与基本情報「(各)保険徴収区分」にて「0 徴収しない」となっていれば、新保険料の徴収月(9月または10月)以降も引続き、保険料を控除しないことが可能です。

また、社会保険本処理終了後、必要に応じて、『社会保険メニュー』-「明細データ修正」の算定基礎届情報「備考欄項目5(病休育休休職)」にチェックし、データの作成を行ってください。

第2部 よくあるご質問の解説

⑥【カテゴリ】産休・育休

FAQ集 P.13

Q4-17. 「賃金カット額」について

育児休暇を取得していた従業員が、復帰することになりました。『育児休業等終了時報酬月額変更届』の作成は可能ですか？

A4-17. DCSでは届書/電子申請データの作成はしていません。ただし、下記入力により届書に転記するための計算は可能です。

入力方法	・・・	賃金カット額(前3月)に「90,000,000,000」(0 が 10 個)
処理確認方法	・・・	★ステータス「I」
メッセージ	・・・	「K008 育児休業明け処理の対象者として承りました」

第2部 よくあるご質問の解説

⑦【カテゴリ】70歳以上・ステータスB

FAQ集 P.7

Q4-3. 「保険番号」について

健康保険は加入のため、健康保険証番号は登録がありますが、厚生年金には非加入のため、厚生年金整理番号には登録がありません。

仮処理を行うと厚年ステータスが「B(番号なし)」のエラーとなっています。加入者ではないのでエラーを無視してこのまま処理してよいですか？

A4-3. はい、厚生年金には非加入のため「B(番号なし)」のエラーですが、無視していただいて問題ありません。

第2部 よくあるご質問の解説

⑧【カテゴリ】70歳以上・ステータスB

FAQ集 P.22

Q8-10. 70歳以上被用者を厚生年金の算定基礎届データに追加することはできますか？

A8-10. 新規の方の追加はできませんが、
処理対象者(『社会保険』-「明細データ修正」画面に表示される方)は、
追加することができます。

その場合、お客様にて必要な項目をご確認いただき
入力後、届出データの作成をしてください。